

75歳以上(一定の障がいがあると認定された65歳以上)の方へ 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)だより

●平成22～23年度の保険料率が決定しました

平成22年度から2年間の保険料率が決定しましたのでお知らせします。
加入されている方全員が負担する均等割額は44,192円、前年の所得に応じて負担する所得割額を算出する際の所得割率は10.28%となりました。

均等割額
44,192円
(～21年度 43,143円)

所得割額
10.28%
(～21年度 9.63%)

均等割額には、低所得者などに対する軽減措置があります。年金収入の場合、年額238万円以下の方が該当となります。

また、所得割額は年金収入の場合、年額153万円以下の方の負担はありません。

保険料の負担はどれくらい変わるの？

保険料率が変わることにより、どれくらい負担が増えるのでしょうか。下の表で、おおよその額を確認してみてください。(保険料は年額)

□単身世帯

年金収入(万円)	0～80	120	150	180	200	220	250	300
22年度から	4,400	6,600	6,600	49,200	59,500	113,000	143,900	195,300
21年度まで	4,300	6,300	6,300	47,500	57,100	107,600	136,500	184,700

□夫婦世帯(ともに75歳以上で、妻の年金80万円以下(所得0円)として計算した2人分の保険料)

年金収入(万円)	0～80	120	150	180	200	220	250	300
22年度から	8,800	13,200	13,200	57,900	94,800	139,500	188,000	239,400
21年度まで	8,600	12,600	12,600	56,000	91,600	133,500	179,600	227,800

※後期高齢者医療制度に加入したとき、社会保険や共済組合など被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、均等割が9割軽減され、年間の保険料が4,400円となります。

国保からのお知らせ

70歳から74歳までの方がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、4月から2割に引き上げになる予定でしたが、これまでと同じく1割(現役並み所得者は3割)に据え置かれることになりました。自己負担割合が「1割」と記載された高齢受給者証については、3月下旬ころの発送を予定しています。

□問い合わせ先/役場保健福祉課医療保険係 ☎482-2935 (課直通)

広報てしかがが 3部門で入選

第56回北海道広報コンクール



平成21年に発行された広報紙を対象とした第56回北海道広報コンクール(広報広聴技術研究会実行委員会主催)が行われ、広報てしかがが「広報紙(町村の部)」「広報写真・一枚写真」「広報写真・組写真」の部で、それぞれ入選しました。

コンクールは、道内自治体や関係団体が発行した広報紙を対象に、優秀な作品を選定、奨励することで、広報技術の向上につなげることを目的に、毎年行われています。入選したのは、広報紙が平成21年10月号で、移住の政策を特集したもの。一枚写真が3月号表紙で、ウインターフェスタの写真。組写真は8月号18～19ページで、運動会の様子を紹介したものです。

入選は、取材などに快く協力してくださった皆さんのおかげです。これからも親しみやすく、役に立つ広報を目指していきます。

□問い合わせ先/役場企画財政課企画係 ☎482-2913 (課直通)まで。

公共下水道供用開始予定区域の 公 縦覧を行います 平成21年3月31日供用開始区域

□縦覧期間/3月5日(金)～3月18日(木) □縦覧場所/役場水道課窓口(2階)

平成21年度中に下水道本管などを敷設し、整備の完了した区域の供用(使用)開始を、平成22年3月31日から予定しています。

それに先立ち、供用(使用)開始を予定している区域を確認したい方のために、区域図面を水道課に備え付け、縦覧に供しますので、ご確認ください。土地の地番がお分かりの場合は、電話などでも回答することができますので、お気軽にお問い合わせください。

また、供用開始予定地区にお住まいの方を対象に後日、現地説明会を行う予定です。

※供用開始に伴う受益者負担金・排水整備工事などについては、広報てしかがが4月号でお知らせします。

平成21年度供用開始区域

■ = 供用開始区域



□問い合わせ先/役場水道課下水道係 ☎482-2942 (課直通)